

山梨県建設工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、山梨県建設工事検査要綱(以下「検査要綱」という。)第12条の規定により山梨県が発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る成績の評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資するものとする。

(評定の対象工事)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円を超える工事について行うものとする。ただし、公共工事適正化連絡会議において評定を行う必要がないと認められたものについては、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3 評定は、工事ごと独立して次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 工事成績：工事の施工状況、目的物の品質等を評価
- 二 工事の技術的難易度：構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価

(評定者)

第4 第3の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次に掲げる者とする。

- 一 工事成績の評定者は、工事の請負契約についての検査を行う者(総合評定者)及び監督を行う者(第一次評定者及び第二次評定者)とする。
 - 二 工事の技術的難易度の評定者は、第二次評定者とする。
- 2 前項第一号に掲げる評定者については、別表に定めるものとする。

(評定の方法)

第5 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

ただし、1件の工事について評定者が二人以上ある場合においては、それらの者が協議して評定するものとする。

- 2 評定の結果は、別に定める工事成績評定表及び工事の技術的難易度評価表(以下「評定表等」という。)に記録するものとする。
- 3 評定は、山梨県建設工事執行規則第36条第7項に規定する修補が必要とされるときは、当該修補が行われる前の状態で評価するものとする。

(評定の時期)

第6 総合評定者は山梨県建設工事検査要綱第2条第7の検査を実施したときに、第一次評定者及び第二次評定者は工事が完成したときに、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 工事の技術的難易度の評定は、工事が完成したときに行うものとする。

(評定表等の提出)

第7 評定者は、評定をおこなったときは、遅滞なく、評定表等を当該工事について所轄する所属(以下「所轄所属」という。)の長に提出するものとする。

(評定表等の保管)

第8 評定表等については、所轄所属で保管するものとする。

(評定結果の通知)

第9 所轄所属の長は、評定表等の決裁終了後、遅滞なく当該工事の請負者及び技術提案を行った者に対して、評定の結果を別に定めるところにより通知するものとする。

(評定の修正)

第10 所轄所属の長は、第9の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められた場合は、修正しなければならない。

2 所轄所属の長は、前項の修正が行われたときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第11 第9又は第10による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により通知を行った所轄所属の長に対して評定の内容について、説明を求めることができる。

2 所轄所属の長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(再説明請求等)

第12 第11第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により所轄所属の長に対して、再説明を求めることができる。

2 所轄所属の長は、前項による再説明を求められたときは、所轄所属に設けられた「工事成績評定評価委員会」の審議を経て書面により回答するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成19年10月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 11 この要領は、令和2年10月1日から施行する。
- 12 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 13 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

土木工事成績評定 様式

- ・別記様式第1 工事成績採点表
- ・別記様式第2 細目別評定点採点表
- ・別記様式第3 工事成績評定表
- ・別紙-1①～⑧ 考査項目別運用表 第1次評定者
- ・別紙-2①～④ 考査項目別運用表 第2次評定者
- ・別紙-3①～⑩ 考査項目別運用表 総合次評定者
- ・別紙-4 記入方法及び留意事項
- ・別紙-5①～④ 「施工プロセス」のチェックリスト (案)

考査項目別運用表

(第一次評定者)

考査項目	細別	工夫事項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <p>【新技術活用】 「新技術活用」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点とする。以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は3点の加点とする。 <input type="checkbox"/> (該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> (該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 ※本項目は1点の加点とする。 <input type="checkbox"/> (該当技術数：) NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> (該当技術数：) NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は1点の加点とする。 <p>※ここで、「有用とされる技術」とは、推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術、設計比較対象技術、少実績優良技術をいう。「有用とされる技術」かどうかは、NETIS ホームページ (http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp) で確認することが可能です。</p> <p>※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。</p> <p>【品質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の高品質向上に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。
		記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)
		<p>評点： _____ 点</p> <p style="color: red; font-size: small;">-【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載</p>

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
 ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

建築工事成績評定 様式

- ・別記様式第1 工事成績採点表 ※土木工事を準用
- ・別記様式第2 細目別評定点採点表 ※土木工事を準用
- ・別記様式第3 工事成績評定表 ※土木工事を準用
- ・別紙－1①～⑪ 考査項目別運用表（営繕工事） 第1次評定者
- ・別紙－2①～④ 考査項目別運用表（営繕工事） 第2次評定者
- ・別紙－3①～⑧ 考査項目別運用表（営繕工事） 総合次評定者
- ・別紙－5①～③ 「施工プロセス」のチェックリスト（案）

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(営繕工事)

別紙1-①

(第一次評定者)

審査項目	細別	評価対象項目	
5.創意工夫	I.創意工夫	【準備・後かたづけ】 <input type="checkbox"/> 測量・位置出しにおける工夫 <input type="checkbox"/> 現地調査方法の工夫 <input type="checkbox"/> その他(理由:)	詳細評価内容
		【施工関係】 <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 <input type="checkbox"/> 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み <input type="checkbox"/> 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 <input type="checkbox"/> 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 <input type="checkbox"/> 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 <input type="checkbox"/> 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 <input type="checkbox"/> 照明・視界確保等の工夫 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 <input type="checkbox"/> 運搬車両・施工機械等の工夫 <input type="checkbox"/> 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 <input type="checkbox"/> 施工管理及び品質向上等の工夫 <input type="checkbox"/> プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 <input type="checkbox"/> 仮設施工等の工夫 <input type="checkbox"/> 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 <input type="checkbox"/> 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> その他(理由:)	詳細評価内容
		【品質関係】 <input type="checkbox"/> 集計ソフト等の活用と工夫 <input type="checkbox"/> 躯体工事の品質管理の工夫 <input type="checkbox"/> 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 施工の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 品質記録方法の工夫 <input type="checkbox"/> その他(理由:)	詳細評価内容
		【安全衛生関係】 <input type="checkbox"/> 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全ハトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 <input type="checkbox"/> 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> 作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> その他(理由:)	詳細評価内容
		【施工管理関係】 <input type="checkbox"/> 出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> 施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> その他(理由:)	詳細評価内容
		【その他<新技術活用>※新技術に関する下記5項目での加点は最大3点とする。】 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 <input type="checkbox"/> (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(3点) <input type="checkbox"/> (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(2点) <input type="checkbox"/> (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。(1点) <input type="checkbox"/> (該当技術数:)NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(2点) <input type="checkbox"/> (該当技術数:)NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(1点) <input type="checkbox"/> その他(理由:) ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等を行う。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。	詳細評価内容
評点: 点 (最大7点)	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載		

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない

※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工)、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※6. 7点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（営繕工事）

別紙2-②-1

（第二次評定者）

審査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	I 建物規模への対応 <input type="checkbox"/> 延べ面積10,000m ² 以上の建物 <input type="checkbox"/> 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 <input type="checkbox"/> 大空間のホール等を有する建物 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	
		評点＝ 点	詳細評価内容
		II 建物固有の機能の難しさへの対応 <input type="checkbox"/> 対象建物の耐震レベル <input type="checkbox"/> 建物機能の特殊性 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	【技術評価事例】 ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備のある建物
		評点＝ 点	詳細評価内容
		III 建物固有の施工技術の難しさへの対応 <input type="checkbox"/> 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 <input type="checkbox"/> 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 <input type="checkbox"/> 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 <input type="checkbox"/> その他(理由:) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	【技術評価事例】 ・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムの採用した工事 ・免震設備を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
評点＝ 点	詳細評価内容		
IV 厳しい自然・地盤条件への対応 <input type="checkbox"/> 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) <input type="checkbox"/> 軟弱地盤、支持地盤の影響 <input type="checkbox"/> 雨・雪・風・気温等の影響 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	【技術評価事例】 ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・その他、廃棄物を積極的に県内で処理し、廃棄物の自県内処理意識を高めた工事。 (リサイクルできない廃棄物がある場合のみ)		
評点＝ 点	詳細評価内容		

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（営繕工事）

別紙2-②-2

4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>V 厳しい周辺環境等、社会条件への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地中埋設物等の作業障害 <input type="checkbox"/> 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 <input type="checkbox"/> 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 <input type="checkbox"/> 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 <input type="checkbox"/> その他(理由:) <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p>	<p>【技術評価事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		評点＝ 点	—詳細評価内容—
	(最大20点)	<p>VI 施工現場での対応</p> <p>【長期工事における安全確保への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) <p>【災害等での臨機の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 <p>【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 <input type="checkbox"/> 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 <input type="checkbox"/> 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 <input type="checkbox"/> 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 <input type="checkbox"/> 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 <input type="checkbox"/> 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 <input type="checkbox"/> 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 <input type="checkbox"/> 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> その他(理由:) <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。</p>	
	評点計＝ 点	評点＝ 点	—詳細評価内容—

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 第一次評価者が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、第一次評価者等の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

別紙2-③

（第二次評定者）

6. 社会性等	I. 地域への貢献等	a	+10.0	地域への貢献が優れている
		a'	+7.5	地域への貢献がやや優れている
		b	+5.0	地域への貢献が良好である
		b'	+2.5	地域への貢献がやや良好である
		c	0	他の評価に該当しない
	<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> 「溶融スラグ有効利用ガイドライン」に規定された製品の積極的利用。 <input type="checkbox"/> 廃棄物を積極的に県内で処理し、廃棄物の自県内処理に貢献した。（リサイクルできない廃棄物がある場合） <input type="checkbox"/> その他：(理由：) 			
評価＝	<p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>			

※1. 第二次評定者は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. ~~レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。~~